

総務委員会資料  
平成29年11月29日  
会計管理室

### 債権の放棄について

#### 放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	金 額	件 数	資料番号
女性福祉資金貸付金返還金・延滞金 (子ども未来部)	578,785円	1件	1
計	578,785円	1件	

## 債権の名称 女性福祉資金貸付金返還金・延滞金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	平成15年4月21日	578,785円	5号事由	平成29年11月8日	元金 260,000円 利子 4,013円 延滞金 314,772円
計		578,785円			1件

(放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条1項)

5号 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあると認められるとき。